

## 函館市企業局職員の定年前再任用取扱要綱

### (総則)

第1条 この要綱は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）、函館市職員の定年等に関する条例（昭和59年函館市条例第4号。以下「条例」という。）および函館市職員の定年等に関する規則（令和4年函館市規則第48号）に定めるもののほか、職員の定年前再任用の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

### (採用日)

第2条 定年前再任用短時間勤務職員（条例第9条または第10条の規定に基づき採用された職員をいう。以下同じ。）の採用は、4月1日を基本とする。

### (配置)

第3条 定年前再任用短時間勤務職員の配置は、対象者の知識、経験、適性等を総合的に勘案して決定する。

### (勤務時間)

第4条 定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間は、常時勤務を要する職を占める職員の1週間当たりの勤務時間の4分の3または2分の1程度を基本とし、日曜日および土曜日のほか、必要に応じて週休日を定め、1日につき7時間45分以内の勤務時間を割り振る。なお、公務の運営上の事情により、特別の形態によって勤務する必要がある職員については、週休日および勤務時間の割り振りを別に定めるものとする。

### (職位)

第5条 定年前再任用短時間勤務職員の職位は、退職前の職位にかかわらず、主任主事（主任技師）職とする。

### (職種)

第6条 定年前再任用短時間勤務職員の職種は、退職前に在職していた職種を基本とする。

### (発令)

第7条 定年前再任用を行う場合の所属，職，短時間勤務職員の1週間当たりの勤務時間等は，函館市企業局辞令交付式規程（平成23年函館市企業局規程第16号）の定めるところにより発令する。

（定数管理）

第8条 定年前再任用短時間勤務職員は，定数外で別途管理する。

附 則

この要綱は，令和5年4月1日から施行する。